

『行政書士試験 解法パターンとルール』

Vol.3 民法編

正誤表（第4版）

訂正件数 11 件

A: 問題文欠落 0 件 | B: 要約化 1 件 | C: 書換え 10 件（解説も刷新）

2026 年 4 月発行

お詫び

『行政書士試験 解法パターンとルール Vol.3 民法編』をお買い上げの皆様へ。

本書の編集過程において、過去問題の転載に重大な不備が判明いたしました。心よりお詫び申し上げます。

本正誤表は、11問の訂正内容について本書のページ番号順に「誤」（現状記載）と「正」（公式原文）を並列で示したものです。また、問題文そのものが書き換えられていたC分類の問題については、**新しい問題文に対応した解説**（「カンタンに言う」と・引っかけパターン・ルール）も併せて掲載しています。

【A: 問題文欠落】 書籍に問題文・選択肢が掲載されていなかった箇所

【B: 要約化】 問題文や選択肢が要約されていた箇所

【C: 書換え】 問題文・選択肢の内容が公式と相違していた箇所（解説も刷新）

修正版書籍を鋭意準備中です。完成次第ご案内いたします。

著者

目次

1	p.22		R6 問 27		C: 書換え	4
2	p.24		R6 問 28		C: 書換え	5
3	p.25		R6 問 29		C: 書換え	7
4	p.26		R6 問 30		C: 書換え	8
5	p.29		R7 問 28		B: 要約化	10
6	p.46		R6 問 31		C: 書換え	11
7	p.47		R6 問 32		C: 書換え	12
8	p.48		R6 問 33		C: 書換え	14
9	p.49		R6 問 34		C: 書換え	15
10	p.51		R6 問 35		C: 書換え	17
11	p.102		R1 問 28		C: 書換え	19

訂正内容: 肢3は公式『必ず本人の請求』を書籍『本人のみが請求…利害関係人は請求できない』と補足説明が加えられ意味変更。肢5は公式の具体的条件(甲土地、第三者への売却、生存判明、取消し)が書籍で抽象化され、特に『第三者が悪意であっても所有権移転の効果に影響しない』の判例論点が『売却行為は有効』に変質

【誤】書籍の現状

・失踪の宣告の取消しは、失踪の宣告を受けた本人のみが請求することができ、利害関係人は請求することができない。／・失踪の宣告によって相続した者が相続財産を第三者に売却した場合、相続人が善意であれば、第三者が悪意であっても当該売却行為は有効である。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 27 失踪の宣告に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。
1 不在者の生死が7年間明らかでない場合において、利害関係人の請求により家庭裁判所が失踪の宣告をしたときは、失踪の宣告を受けた者は、7年間の期間が満了した時に、死亡したものとみなされる。
2 失踪の宣告を受けた者が実際には生存しており、不法行為により身体的被害を受けていたとしても、失踪の宣告が取り消されなければ、損害賠償請求権は発生しない。
3 失踪の宣告の取消しは、必ず本人の請求によらなければならない。
4 失踪の宣告によって失踪者の財産を得た者は、失踪の宣告が取り消されたときは、その受けた利益の全部を返還しなければならない。
5 失踪の宣告によって失踪者の所有する甲土地を相続した者が、甲土地を第三者に売却した後に、失踪者の生存が判明し、この者の失踪の宣告が取り消された。この場合において、相続人が失踪者の生存について善意であったときは、第三者が悪意であっても、甲土地の売買契約による所有権移転の効果に影響しない。

正答: 1

正しい解説(本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新)

失踪宣告(行方不明者を法律上死亡したとみなす制度)について、妥当なものを選ぶ問題です。

肢1 ○ 妥当(これが正答)

民法30条1項・31条の内容です。不在者の生死が7年間不明で、**利害関係人の請求**により家裁が失踪宣告をすると、7年間の期間満了の時に死亡したものとみなされます(普通失踪)。

肢2 × 誤り

失踪宣告は**生存している者の権利能力を奪うものではありません**。宣告後も被宣告者は権利能力を持ち、不法行為による**損害賠償請求権は発生**します。宣告が取り消されていなくても請求権は存在します。

肢3 × 誤り

民法32条1項は「本人又は利害関係人の請求により」失踪宣告を取り消すと定めています。**利害関係人も請求できる**のであって、「本人の請求によらなければならない」は誤りです。

肢4 × 誤り

民法32条2項は、失踪宣告によって財産を得た者は、取消しにより**現に利益を受けている限度で**(現存

利益) 返還すれば足りる、とします。「全部返還」は誤りです。

肢 5 × 誤り

民法 32 条 1 項後段は、**失踪宣告後・取消前の行為**について、「**双方が善意**」でした行為のみ効力に影響しないとしています。**第三者が悪意**なら所有権移転の効果は維持されません。

引っかけパターン

パターン：失踪宣告後の第三者保護は双方善意要件

民法 32 条 1 項後段の「善意」は、当事者**双方**の善意が必要（判例）。片方だけ善意ではダメ。相続人が善意でも第三者が悪意なら保護されない。

ルール

- ✓ ルール：普通失踪の期間は 7 年、期間満了時に死亡とみなす。
- ✓ ルール：失踪宣告取消は本人・利害関係人のいずれも請求可。
- ✓ ルール：取消による返還義務は現存利益。
- ✓ ルール：32 条 1 項後段の第三者保護は双方善意が必要。

2

p.24

R6 問 28

C: 書換え

訂正内容: 肢 1 は公式『滅失して返還できないときは…現存利益の返還では足りない』の滅失事例を書籍『目的物をそのまま返還する場合でも現存利益の返還では足りず』と全く別事案に書換え。肢 5 は公式の『取消権を失う』を書籍の『法定追認がなされたものとみなされる』に変更（法定追認規定は直接にはこの文言を用いない）

【誤】書籍の現状

・無効な贈与契約に基づいて目的物を給付された善意の受贈者は、その契約が無効であることにより、当該目的物をそのまま返還する場合であっても、現存利益の返還では足りず、給付を受けた当時の目的物の客観的価値に相当する額の返還義務を負う。／・取り消すことができる行為について、取消権を有する者が、異議をとどめないで履行の請求をした場合、法定追認がなされたものとみなされる。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 28 無効および取消しに関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

1 贈与契約が無効であるにもかかわらず、既に贈与者の履行が完了している場合、受贈者は受け取った目的物を贈与者に返還しなければならないが、それが滅失して返還できないときは、贈与契約が無効であることを知らなかったとしても、その目的物の現存利益の返還では足りない。2 売買契約が無効であるにもかかわらず、既に当事者双方の債務の履行が完了している場合、売主は受け取った金銭を善意で費消していたとしても、その全額を返還しなければならない。3 秘密証書遺言は、法が定める方式に欠けるものであるときは無効であるが、それが自筆証書による遺言の方式を具備しているときは、自筆証書遺言としてその効力を有する。4 未成年者が親権者の同意を得ずに締結した契約について、未成年者本

人が、制限行為能力を理由としてこれを取り消す場合、親権者の同意を得る必要はない。5 取り消すことができる契約につき、取消権を有する当事者が、追認をすることができる時以後に、異議をとどめずにその履行を請求した場合、これにより同人は取消権を失う。

正答: 1

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

法律行為の無効・取消しに関する民法の規定について、「誤っているもの」を選ぶ問題です。

肢 1 × 誤り（これが正答）

民法 121 条の 2 第 2 項は、**無償行為（贈与）が無効だった場合**、相手方が善意であれば**現存利益の返還で足りる**、と定めています。目的物が滅失して返還できない場合でも、善意の受贈者は現存利益の限度で返還すれば十分で、「現存利益の返還では足りない」とする記述は誤りです。

肢 2 ○ 正しい

民法 121 条の 2 第 1 項の原則です。有償契約（売買）が無効の場合、原状回復義務として**受領した金銭は全額返還**しなければなりません。善意で費消していても同じです。

肢 3 ○ 正しい

民法 971 条の「**無効行為の転換**」の規定です。秘密証書遺言として無効でも、自筆証書遺言の方式を備えていれば自筆証書遺言として有効になります。

肢 4 ○ 正しい

民法 120 条 1 項により、未成年者本人も**単独で取消し**ができます。取消しは未成年者に利益となる行為なので、法定代理人の同意は不要です。

肢 5 ○ 正しい

民法 125 条 1 号の**法定追認**の規定です。追認可能時以後に、**異議をとどめずに**履行請求すると、追認とみなされ取消権を失います。

引っかけパターン

パターン：121 条の 2 の有償行為と無償行為の返還範囲の違い

- 有償契約（売買）無効→**全額返還**（原状回復）
- 無償行為（贈与）無効で善意→**現存利益返還で足りる**
- 制限行為能力者→**現存利益返還**（条件なし）

ルール

- ✓ ルール：無償行為無効の善意受領者は現存利益返還で足りる（121 条の 2 第 2 項）。
- ✓ ルール：無効行為の転換（秘密証書遺言→自筆証書遺言）は方式具備で可能。
- ✓ ルール：異議をとどめない履行請求は法定追認事由（125 条 1 号）。

訂正内容: 肢1・肢3・肢5とも具体的な第三者(D、F、H)との売買事案が書籍で抽象化。肢3は公式『Fに売却して持分権移転登記』の当事者関係が『Bの債権者F』に変更。肢5も『特定財産承継遺言』の論点が『Cの法定相続分を超える部分』に縮約

【誤】書籍の現状

・Bが甲土地について虚偽の単独相続登記をし、Bの持分を超える部分をDに売却した場合、Cは、自己の持分について登記なくしてDに対抗することができる。／・Aが甲土地をCに遺贈していた場合、遺贈による所有権取得についても、Bの債権者Fとの関係では対抗問題となる。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 29 甲土地（以下「甲」という。）を所有するAが死亡して、その子であるBおよびCについて相続が開始した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。1 遺産分割が終了していないにもかかわらず、甲につきBが虚偽の登記申請に基づいて単独所有名義で相続登記を行った上で、これをDに売却して所有権移転登記が行われた場合、Cは、Dに対して、Cの法定相続分に基づく持分権を登記なくして主張することができる。2 遺産分割により甲をCが単独で相続することとなったが、Cが相続登記をしないうちに、Bが甲に関する自己の法定相続分に基づく持分権につき相続登記を行った上で、これをEに売却して持分権移転登記が行われた場合、Cは、Eに対して、Eの持分権が自己に帰属する旨を主張することができない。3

Aが甲をCに遺贈していたが、Cが所有権移転登記をしないうちに、Bが甲に関する自己の法定相続分に基づく持分権につき相続登記を行った上で、これをFに売却して持分権移転登記が行われた場合、Cは、Fに対して、Fの持分権が自己に帰属する旨を主張することができない。4 Bが相続を放棄したため、甲はCが単独で相続することとなったが、Cが相続登記をしないうちに、Bの債権者であるGが甲に関するBの法定相続分に基づく持分権につき差押えを申し立てた場合、Cは、当該差押えの無効を主張することができない。5 Aが「甲をCに相続させる」旨の特定財産承継遺言を行っていたが、Cが相続登記をしないうちに、Bが甲に関するBの法定相続分に基づく持分権につき相続登記を行った上で、これをHに売却して持分権移転登記が行われた場合、民法の規定によれば、Cは、Hに対して、Hの持分権が自己に帰属する旨を主張することができない。

正答: 4

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

相続と登記の問題です。Aが亡くなり、子B・Cが甲土地を相続する事案で、「妥当でないもの」を選びます。

肢4 × 妥当でない（これが正答）

相続放棄の判例（【判例】最判昭42.1.20）により、相続放棄の効力は絶対的で、**第三者（差押債権者）にも登記なくして対抗**できます。よってCは差押えが無効であることを主張できます。「主張することが

できない」は誤りです。

肢1 ○ 妥当

【判例】最判昭 38.2.22 の判旨です。B の虚偽登記を基礎として D が取得したとしても、C は**自己の法定相続分については登記なくして**対抗できます。

肢2 ○ 妥当

【判例】最判昭 46.1.26 の判旨、および**民法 899 条の 2 第 1 項**により、遺産分割による法定相続分を**超える部分**の取得は登記がなければ第三者に対抗できません。

肢3 ○ 妥当

同じく**民法 899 条の 2 第 1 項**により、遺贈による取得も、法定相続分を超える部分は登記がなければ第三者に対抗できません。

肢5 ○ 妥当

民法 899 条の 2 第 1 項により、「相続させる」旨の遺言（特定財産承継遺言）についても、法定相続分を超える部分は**登記が対抗要件**になります。平成 30 年改正で加わった新ルールです。

引っかけパターン

パターン：相続放棄だけは登記なくして対抗可

遺産分割・遺贈・特定財産承継遺言は**登記が対抗要件**になる（899 条の 2）。しかし**相続放棄**だけは、その遡及効の強さゆえ、登記なくして第三者に対抗できる（判例）。ここがトリック。

ルール

- ✓ ルール：相続放棄の絶対効。登記なくして第三者に対抗できる。
- ✓ ルール：法定相続分を超える部分の取得は登記が対抗要件（899 条の 2）。
- ✓ ルール：これは遺産分割・遺贈・特定財産承継遺言の全てに適用される。

4 p.26 | R6 問 30 | C: 書換え

訂正内容：問題文の『A が C に甲建物を賃貸した』が公式『C のために賃借権が設定され、C は使用収益を開始した』と時間関係が違う。肢 3 は『債権譲渡通知が内容証明郵便』『物上代位権の行使として差押え』『C がいまだ弁済していない』等の要件部分が省略。肢 4 は『抵当権実行を妨害する目的』要件が欠落。肢 5 は『A の承諾を得て』の前提が欠落

【誤】書籍の現状

A 所有の甲建物に B のために抵当権が設定された後、A が C に甲建物を賃貸した場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 30 A が所有する甲建物（以下「甲」という。）につき、B のために抵当権が設定されて抵当権設定登記が行われた後、C のために賃借権が設定され、C は使用収益を開始した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。1 B の抵当権設定登記後に設定された C の賃借権は B に対して対抗することができないため、B は、C に対して、直ちに抵当権に基づく妨害排除請求として甲の明渡しを求めることができる。2 B の抵当権が実行された場合において、買受人 D は、C に対して、直ちに所有権に基づく妨害排除請求として甲の明渡しを求めることができる。3 A が C に対して有する賃料債権を E に譲渡し、その旨の債権譲渡通知が内容証明郵便によって行われた後、B が抵当権に基づく物上代位権の行使として当該賃料債権に対して差押えを行った場合、当該賃料債権につき C がいまだ E に弁済していないときは、C は、B の賃料支払請求を拒むことができない。4 C のための賃借権の設定において B の抵当権の実行を妨害する目的が認められ、C の占有により甲の交換価値の実現が妨げられて B の優先弁済権の行使が困難となるような状態がある場合、A において抵当権に対する侵害が生じないように甲を適切に維持管理することが期待できるときであっても、B は、C に対して、抵当権に基づく妨害排除請求として甲の直接自己への明渡しを求めることができる。5 C が A の承諾を得て甲を F に転貸借した場合、B は、特段の事情がない限り、C が F に対して有する転貸賃料債権につき、物上代位権を行使することができる。

正答：3

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

A 所有の甲建物に B の抵当権が設定され登記後、C が賃借権を設定して甲を使っている事例。抵当権者 B と賃借人 C の法律関係を問う問題です。

肢 3 ○ 妥当（これが正答）

【判例】最判平 10.1.30 によれば、A が C に対する賃料債権を E に**債権譲渡**し、確定日付ある通知（内容証明郵便）があっても、B が**物上代位権の行使として差押え**をした時点で C が E へ**弁済していなければ**、B の優先権が勝ち、C は賃料を B に支払うべきです。差押えの先後ではなく、弁済の有無で優劣が決まります。

肢 1 × 誤り

抵当権は**使用収益権能を含まない**ので、賃借人 C に対して直ちに明渡しを求めることは**原則できません**。【判例】最大判平 11.11.24 が特殊な場合に限りて妨害排除を認めています。

肢 2 × 誤り

買受人 D がすぐに明渡請求できるわけではありません。民法 395 条の**建物明渡猶予制度**により、競売開始後の占有者には**6 か月間の明渡猶予**が与えられます。

肢 4 × 誤り

【判例】最判平 17.3.10 は、A が適切に維持管理することが**期待できるときは**、B が**直接自己への明渡し**を求めることは**できない**としました（所有者への引渡しを求めるべき）。本肢は逆です。

肢 5 × 誤り

【判例】最決平 12.4.14 は、転貸賃料債権に対する物上代位は**原則できない**（承諾ある転貸でも同じ）、**例外的に法人格の濫用等の特段の事情**がある場合にのみ可能とします。「特段の事情がない限り可能」は主

客逆です。

引っかけパターン

パターン：物上代位と債権譲渡の優劣

抵当権者が先に登記していても、賃料債権が譲渡されて弁済済みなら物上代位は空振り。でも弁済前なら差押により勝つ。**弁済の有無**が分かれ目。

ルール

- ✓ ルール：賃料債権が譲渡されても、債務者が弁済前なら物上代位可（平 10.1.30）。
- ✓ ルール：転貸賃料への物上代位は原則不可（例外は法人格濫用等）。
- ✓ ルール：抵当権者の妨害排除は所有者に期待可能なら直接明渡請求は不可。

5 p.29 | R7 問 28 | B: 要約化

訂正内容：ア・ウ・エ・オの各選択肢を公式原文どおりの具体事例記述に還元。特にア（任意後見契約との比較）、エ（代理権消滅後の代理行為に関する善意・無過失の第三者への責任）を本来の記述に戻す

【誤】書籍の現状

- ア。後見人は、被後見人の特定の財産行為についてのみ代理権を有する。
- イ。法定代理人は、任意代理人と異なり、いつでも復代理人を選任することができるが、やむを得ない事由があるときは、本人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。
- ウ。本人が死亡した場合、代理権は原則として消滅するが、本人と任意代理人との間に本人の死亡後も代理権を存続させる旨の合意がある場合には、その代理権は消滅しない。
- エ。代理権の消滅後に代理行為をした場合の表見代理（民法 112 条）の規定は、法定代理人にも適用される。
- オ。制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、行為能力の制限を理由に取り消すことはできない。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 28 代理人の行う代理行為に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。ア 任意後見契約に基づく任意代理人は、任意後見契約で定められた被後見人の財産に関する代理行為を行うのに対し、家庭裁判所の審判により選任された法定代理人である後見人は、家庭裁判所の審判において定められた被後見人の特定の財産行為についてのみ代理行為を行う。

イ 法定代理人は、任意代理人と異なり、いつでも復代理人を選任することができるが、やむを得ない事由があるときは、本人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。ウ 法定代理人も任意代理人も、本人が死亡した場合には当然に代理権を失うが、任意代理については、本人と任意代理人との間に本人が死亡した後も代理権が存続する旨の合意がある場合には、本人が死亡した後も代理権が存

続する。エ 代理人であった者がその代理権が消滅した後に、その代理権の範囲内において代理行為を行った場合、その者が当該代理人が任意代理人であったか法定代理人であったかを問わず、本人は、代理権の消滅について善意・無過失の第三者に対して、その責任を負う。オ 代理人が制限行為能力者であったとしても、当該代理人の代理行為を制限行為能力を理由として取り消すことはできず、これは当該代理人が他の制限行為能力者の法定代理人である場合でも同様である。

1 ア・エ 2 ア・オ 3 イ・ウ 4 イ・オ 5 ウ・エ

正答: 3

6

p.46

R6 問 31

C: 書換え

訂正内容: 肢 1 は公式『B は、A に対し…請求することはできない』（債権者 B が請求できない）が書籍で『A は、B に対して保証人の変更を請求することができない』（債務者 A が請求できない）と主語が逆転している

【誤】書籍の現状

・B が保証人を指名した場合において、その保証人 C が弁済の資力を失ったときであっても、A は、B に対して保証人の変更を請求することができない。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 31 A は、B から金銭を借り受け、C が、A の同貸金債務を保証した。次の記述のうち、民法の規定に照らし、誤っているものはどれか。1 A が B に対し保証人を立てる義務を負う場合において、B が C を指名したときは、C が弁済をする資力を有しなくなったときでも、B は、A に対し、C に代えて資力を有する保証人を立てることを請求することはできない。2 A が B に対し保証人を立てる義務を負う場合において、B が C を指名するときは、C は、行為能力者でなければならない。3 B の A に対する履行の請求その他の事由による時効の完成猶予及び更新は、C に対しても、その効力を生ずる。4

C の保証債務は、A の債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する。5 C は、その保証債務についてのみ、違約金又は損害賠償の額を約定することができる。

正答: 2

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

A（主債務者）・B（債権者）・C（保証人）という構図で、保証に関する民法の規定を問う問題。「誤っているもの」を選びます。

肢 2 × 誤り（これが正答）

民法 450 条 1 項 2 号は保証人の資格として「弁済する資力」などを定めますが、**債権者が指名した場合には適用されません**（450 条 3 項）。つまり、B が指名した C は、行為能力者でなくてもよいのです。

肢1 ○ 正しい

民法 450 条 3 項により、債権者が保証人を指名した場合、その保証人が資力を失っても、債権者は**債務者に対して保証人の変更を請求できません**（自分で選んだ責任）。本問の主語は「B は、A に対し……請求することはできない」です。

肢3 ○ 正しい

民法 457 条 1 項の内容です。主債務者に対する履行請求等による**時効の完成猶予・更新**は、保証人にも効力を生じます（附従性）。

肢4 ○ 正しい

民法 447 条 1 項の内容です。保証債務は、主債務の利息、違約金、損害賠償など**従たるすべてのものを**包含します（附従性）。

肢5 ○ 正しい

民法 447 条 2 項の内容です。保証人は、**その保証債務についてのみ**、違約金や損害賠償の額を約定できます（保証債務固有の約定）。

引っかけパターン

パターン：450 条 3 項の「指名された保証人」の特例

- 債務者が保証人を選んだ場合→保証人は行為能力者かつ弁済資力必要
- 債権者が保証人を指名した場合→これらの資格要件は適用されない（自己責任）

ルール

- ✓ ルール：債権者指名の保証人には行為能力・弁済資力要件不適用（450 条 3 項）。
- ✓ ルール：主債務者への時効の完成猶予・更新は保証人にも及ぶ（457 条 1 項）。
- ✓ ルール：保証債務は主債務の附従物を包含（447 条 1 項）。

7 p.47 | R6 問 32 | C: 書換え

訂正内容：肢1 は公式の『B 自身を売主として』という他人物売買論点が書籍『B が A に無断で甲を C に売却』に変容。肢2 は公式『C は当然に甲の所有権を取得する』が書籍『C は A に対して当然に甲の引渡しを請求することができる』に微妙に異なる。肢5 の会社法要素は公式では『A 法人の定款に理事会承認が必要である旨の定め』となっており問題性格が違う

【誤】書籍の現状

- B が A に無断で甲を C に売却した場合、A に甲の譲渡意思がなければ、BC 間の売買契約は無効である。／• B が A の代理人と称して甲を C に売却した後に B が死亡し、A が B を単独で相続した場合、C は A に対して当然に甲の引渡しを請求することができる。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 32 A 所有の動産甲（以下「甲」という。）を、B が C に売却する契約（以下「本件契約」という。）に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。1 B が、B 自身を売主、C を買主として本件契約を締結した場合であっても、契約は原則として有効であり、B は、A から甲の所有権を取得して C に移転する義務を負うが、本件契約成立の当初から A には甲を他に譲渡する意思のないことが明確であり、甲の所有権を C に移転することができない場合には、本件契約は実現不能な契約として無効である。2 B が、B 自身を売主、C を買主として本件契約を締結した場合であっても、契約は原則として有効であり、B は、A から甲の所有権を取得して C に移転する義務を負うところ、本件契約後に B が死亡し、A が B を単独相続した場合においては、C は当然に甲の所有権を取得する。3 B が、B 自身を A の代理人と偽って、A を売主、C を買主とする本件契約を締結し、C に対して甲を現実に引き渡した場合、C は即時取得により甲の所有権を取得する。4 B が、B 自身を A の代理人と偽って、A を売主、C を買主として本件契約を締結した場合、B に本件契約の代理権がないことを知らなかったが、そのことについて過失がある C は、本件契約が無効となった場合であっても、B に対して履行または損害賠償の請求をすることができない。5 A が法人で、B がその理事である場合、A の定款に甲の売却に関しては理事会の承認が必要である旨の定めがあり、B が、理事会の承認を得ないままに A を売主、C を買主とする本件契約を締結したとき、C が、その定款の定めを知っていたとしても、理事会の承認を得ていると過失なく信じていたときは、本件契約は有効である。

正答: 5

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

A 所有の動産甲を B が C に売却する場面で、さまざまなパターン（他人物売買、無権代理、即時取得、定款違反）について妥当なものを選ぶ問題です。

肢 5 ○ 妥当（これが正答）

【判例】最判昭 60.11.29 の法人理事会承認違反の事案に準じます。民法一般法人法 77 条 4 項や会社法 354 条類似の表見代表理事の考え方により、定款の定めを知っていても、承認があると過失なく信じた第三者には対抗できません。取引の安全を保護します。

肢 1 × 誤り

他人物売買（B 名義・C 買主）でも、民法 561 条により契約自体は有効です。A に譲渡意思がなくても、原始的不能ではない限り無効にはなりません。B は担保責任を負うだけです。

肢 2 × 誤り

【判例】最大判昭 49.9.4 は、他人物売買の売主 B が死亡して所有者 A が相続した場合でも、A は B の地位を承継するにすぎず、C が当然に所有権を取得するわけではない、としました（相続人 A は信義則上拒絶できない場合がある点は別論）。

肢 3 × 誤り

無権代理人 B から現実の引渡しを受けた C が即時取得（民法 192 条）するには、C が平穩・公然・善意・無過失である必要がありますが、無権代理の事案では B に処分権限があると過失なく信じたことが必要です。即時取得が当然に成立するわけではありません。

肢 4 × 誤り

民法 117 条 2 項 2 号は、相手方 C に**過失があっても**、B が自己に代理権がないことを**知っていた**場合（悪意）には C の損害賠償請求を**妨げない**、と定めています。よって過失のある C でも B に履行または損害賠償請求ができます。

引っかけパターン

パターン：無権代理人の責任の例外

117 条原則：相手方が善意無過失→無権代理人に責任追及可例外：相手方が有過失でも、**無権代理人が悪意なら責任追及できる**（117 条 2 項 2 号）。

ルール

- ✓ ルール：他人物売買は契約として有効。売主は担保責任を負う。
- ✓ ルール：無権代理人が悪意なら、相手方に過失があっても責任追及可。
- ✓ ルール：定款上の理事会承認要件を知っていても、承認あると過失なく信ずれば法人は責任。

8 p.48 | R6 問 33 | C: 書換え

訂正内容：肢 1・肢 2 は公式『組合契約の定めるところにより…第三者に委任することはできない』（委任方法の論点）を書籍『組合員の過半数で行わなければならない、第三者に委任することはできない』（決定方法の論点）に変質。肢 3 は公式『組合財産の分割』を書籍『持分に応じた分割』と法律上の誤った内容に変化

【誤】書籍の現状

・組合の業務の決定は、組合員の過半数で行わなければならない、第三者に委任することはできない。／・組合員は、組合財産についてその持分に応じた分割をいつでも請求することができる。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 33 組合に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものはどれか。1 組合の業務の決定は、組合契約の定めるところにより、一人または数人の組合員に委任することができるが、第三者に委任することはできない。2 組合の業務の執行は、組合契約の定めるところにより、一人または数人の組合員に委任することができるが、第三者に委任することはできない。3 各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属し、各組合員は、いつでも組合財産の分割を請求することができる。4 組合契約で組合の存続期間を定めた場合であるか、これを定めなかった場合であるかを問わず、各組合員は、いつでも脱退することができる。5 組合契約の定めるところにより一人または数人の組合員に業務の決定および執行を委任した場合、その組合員は、正当な事由があるときに限り、他の組合員の一致によって解任することができる。

正答：5

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

組合契約（民法 667 条以下）に関する問題で、「正しいもの」を選びます。

肢 5 ○ 正しい（これが正答）

民法 672 条 2 項の内容です。業務決定・執行を委任された組合員は、**正当な事由があるときに限り、他の組合員の一致**によって解任できます。

肢 1 × 誤り

民法 670 条 2 項・3 項により、組合業務の決定は、組合契約の定めるところにより、**第三者にも委任できません**。「第三者に委任することはできない」は誤りです。

肢 2 × 誤り

同じく民法 670 条 2 項・3 項により、業務執行も**第三者に委任できません**。業務執行者（組合員・第三者を問わず）が可能です。

肢 3 × 誤り

民法 676 条 3 項により、**清算前**に組合員が組合財産の分割を請求することは**できません**。組合財産は総組合員の**合有**として拘束されるので、持分に応じた分割請求は不可です。

肢 4 × 誤り

民法 678 条 1 項は、存続期間を定めない組合について脱退自由を原則としますが、**期間を定めた場合は**同条 2 項の「やむを得ない事由」があるときに限られます。「いつでも脱退できる」は誤りです。

引っかけパターン

パターン：組合財産は合有（ごうゆう）

共有と違い、**合有**は個別の持分分割請求ができません。清算前は組合員が財産を切り分けて持ち出すことは不可能。共有との違いが問題のポイント。

ルール

- ✓ ルール：組合業務の決定・執行は第三者にも委任可（670 条）。
- ✓ ルール：組合財産は合有。清算前の分割請求不可（676 条 3 項）。
- ✓ ルール：委任された業務執行組合員の解任は「正当事由＋他組合員の一致」（672 条 2 項）。

9

p.49

R6 問 34

C: 書換え

訂正内容: 正答を『0（全員正解・没問）』から公式通り『3』に修正。肢 1 は公式『被害者の相続人であれば、常に近親者固有の慰謝料請求権が認められる』を書籍『父母、配偶者および子以外の者であっても、常に加害者に対して固有の慰謝料を請求することができる』に変容。肢 2 は公式『法人には感情がないので』の理由部分が書籍で欠落。肢 4 は公式『定期金ではなく、一時金による一括賠償しか求めることができない』を書籍『定期金賠償の方法により支払を命ずることは認められない』に変更

【誤】書籍の現状

【正答：0（全員正解）】※本問は肢3と肢5の両方が妥当であることから、全員正解扱いとされた没問です。（他人の不法行為によって死亡した被害者の相続人であれば、被害者の父母、配偶者および子以外の者であっても、常に加害者に対して固有の慰謝料を請求することができる。）

【正】公式原文による正しい問題文

問題 34 不法行為に基づく損害賠償に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。1 不法行為による生命侵害の場合において、被害者の相続人であれば、常に近親者固有の慰謝料請求権が認められる。2 法人が名誉毀損を受けた場合、法人には感情がないので、財産的損害を除き、非財産的損害の賠償は認められない。3 交通事故による被害者が、いわゆる個人会社の唯一の代表取締役であり、被害者には当該会社の機関としての代替性がなく、被害者と当該会社とが経済的に一体をなす等の事情の下では、当該会社は、加害者に対し、被害者の負傷のため営業利益を逸失したことによる賠償を請求することができる。4 不法行為により身体傷害を受けた被害者は、後遺症が残ったため、労働能力の全部又は一部の喪失により将来において取得すべき利益を喪失した場合には、その損害について定期金ではなく、一時金による一括賠償しか求めることができない。5 交通事故の被害者が後遺症により労働能力の一部を喪失した場合に、その後に被害者が別原因で死亡したとしても、交通事故の時点で、その死亡の原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、死亡の事実は逸失利益に関する就労可能期間の認定において考慮されない。

正答：3

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

不法行為による損害賠償について、民法と判例を問う問題。「妥当なもの」を選びます。

肢3 ○ 妥当（これが正答）

【判例】最判昭 43.11.15 の判旨です。個人会社で被害者が代表取締役の唯一の機関であり代替性がないような特殊事情がある場合、会社は加害者に対して逸失営業利益の賠償請求ができる、としました。

肢1 × 誤り

民法 711 条は慰謝料請求権を認めるのは**父母、配偶者、子**に限定しています。相続人でも、兄弟姉妹等のこれら以外の者が常に固有の慰謝料請求権を持つわけではありません（特別事情があれば類推適用の余地あり）。

肢2 × 誤り

【判例】最判昭 39.1.28 は、法人は感情を有しないが、**法人の社会的信用等の無形の損害**（非財産的損害）の賠償は認められる、としました。「非財産的損害の賠償は認められない」は誤り。

肢4 × 誤り

【判例】最判令 2.7.9 は、後遺症による将来の逸失利益について、**定期金賠償も認められる**としました。「一時金でしか求められない」は誤り。

肢5 ○ 妥当

【判例】最判平成 8.4.25・【判例】最判平成 8.5.31 は、交通事故の被害者が後に別原因で死亡しても、交通事故時点で**近い将来の死亡が客観的に予測されていた等の特段の事情**がない限り、就労可能期間の認定に死亡事実は考慮されない、としました。これは正しい記述ですが、肢 3 の方がより直接的に判例そのものなので、公式正答は 3 とされています。

※公式は正答を 3 としていますが、肢 5 の記述も判例の立場に沿っており、学習上は両方正しい知識として押さえましょう。

引っかけパターン

パターン：711 条の近親者慰謝料の範囲

711 条列挙：父母・配偶者・子（原則これだけ）判例：同視しうる特殊事情（内縁・長年の同居兄弟姉妹など）があれば類推適用。「相続人なら常に認められる」は誤り。

ルール

- ✓ ルール：711 条の近親者慰謝料は父母・配偶者・子が原則。
- ✓ ルール：法人にも非財産的損害の賠償（無形損害）は認められる。
- ✓ ルール：個人会社で被害者に代替性なければ会社の逸失利益も請求可。
- ✓ ルール：後遺症逸失利益は定期金賠償も可（令 2.7.9）。

10

p.51

R6 問 35

C: 書換え

訂正内容：肢 1 は公式『相続財産中の不動産の所有権を取得させる一方で当該相続人が老親介護を負担する』の具体事例が書籍で『遺産分割協議において負担した債務』と抽象化。肢 2 は公式『被相続人が特定の銀行預金を相続させる旨の遺言』という遺言要素が書籍で欠落し、遺産分割による承継と混同

【誤】書籍の現状

・共同相続人の一人が遺産分割協議において負担した債務を履行しないときは、他の共同相続人は、債務不履行を理由として当該遺産分割協議を解除することができる。／・相続開始時に被相続人が有していた預貯金債権について、法定相続分を超える部分を遺産分割により承継した共同相続人が、当該部分の承継を第三者に対抗するためには、対抗要件を備えることが必要である。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 35 共同相続における遺産分割に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。1 共同相続人中の特定の 1 人に相続財産中の不動産の所有権を取得させる一方で当該相続人が老親介護を負担する義務を負う内容の遺産分割協議がなされた場合において、当該相続人が遺産分割協議に定められた介護を行わない場合には、他の共同相続人は債務不履行を理由として遺産分割協議自体を解除することができる。2 被相続人が、相続財産中の特定の銀行預金を共同相続人中の特定

の1人に相続させる旨の遺言をしていた場合、当該預金債権の価額が当該相続人の法定相続分の価額を超えるときには、当該預金債権の承継に関する債権譲渡の対抗要件を備えなければ、当該預金債権の承継を第三者に対抗できない。3 共同相続人の1人が、相続開始後遺産分割の前に、被相続人が自宅に保管していた現金を自己のために費消した場合であっても、遺産分割の対象となる財産は、遺産分割時に現存する相続財産のみである。4 共同相続人は、原則としていつでも協議によって遺産の全部または一部の分割をすることができ、協議が調わないときは、家庭裁判所に調停または審判の申立てをすることができるが、相続開始から10年以上放置されていた遺産の分割については、家庭裁判所に対して調停または審判の申立てを行うことができない。5 相続財産中に銀行預金が含まれる場合、当該預金は遺産分割の対象となるから、相続開始後遺産分割の前に、当該預金口座から預金の一部を引き出すためには共同相続人の全員の同意が必要であり、目的、金額のいかんを問わず相続人の1人が単独で行うことは許されない。

正答：2

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

共同相続における遺産分割について、「妥当なもの」を選ぶ問題です。

肢2 ○ 妥当（これが正答）

民法899条の2第1項・第2項により、被相続人が**特定の預金債権を特定の相続人に相続させる旨の遺言**（特定財産承継遺言）をした場合、法定相続分を超える部分の承継は**債権譲渡の対抗要件**（民法467条）を備えなければ第三者に対抗できません。

肢1 × 誤り

【判例】最判平元.2.9は、遺産分割協議における債務の不履行を理由に、他の共同相続人が**協議全体を解除することはできない**、としました。遺産分割の法的安定性を重視する判例です。

肢3 × 誤り

民法906条の2（改正により新設）は、共同相続人の全員の同意があれば、遺産分割前に**処分された財産も遺産分割の対象とみなす**ことを認めています。

肢4 × 誤り

民法904条の3により、相続開始から**10年経過**すると、特別受益・寄与分の主張ができなくなります。が、**遺産分割の申立て自体は可能**です。「10年以上放置なら申立て不可」は誤りです。

肢5 × 誤り

民法909条の2により、共同相続人は**預金の一部を単独で**払戻しを受けることができます（各行150万円を上限、法定相続分×1/3の範囲内）。「全員同意がなければ引き出せない」は誤りです。

引っ掛けパターン

パターン：相続預金の一部払戻制度（909条の2）

平成30年改正で新設。相続人は、生活費や葬儀費用など早期に必要な資金を、**単独で**（他の相続人の同意なく）限定額まで引き出せる。「全員同意必要」は改正前の古い知識。

ルール

- ✓ ルール：特定財産承継遺言による預金債権承継は、法定相続分超過部分に対抗要件要。

- ✓ ルール：遺産分割協議は債務不履行を理由に解除不可（平元.2.9）。
- ✓ ルール：909 条の 2 で預金の単独払戻制度あり。
- ✓ ルール：10 年経過で特別受益・寄与分は主張できなくなるが、分割申立て自体は可能。

11

p.102

R1 問 28

C: 書換え

訂正内容：問題文を「妥当でないものの組合せはどれか」に戻し、組合せ選択肢を復元。本問は令和元年 11 月 29 日に試験センターが「複数の正解肢がある」として全員正解扱いとした没問

【誤】書籍の現状

代理に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。（組合せ選択肢「ア・イ」「ア・エ」「ア・オ」「イ・ウ」「ウ・エ」が削除）

【正】公式原文による正しい問題文

代理に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものの組合せはどれか。

ア. 代理人が代理行為につき、相手方に対して詐欺を行った場合、本人がその事実を知らなかったときであっても、相手方はその代理行為を取り消すことができる。

イ. 無権代理行為につき、相手方が本人に対し、相当の期間を定めてその期間内に追認するかどうかを確答すべき旨の催告を行った場合において、本人が確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなされる。

ウ. 代理人が本人になりすまして、直接本人の名において権限外の行為を行った場合に、相手方においてその代理人が本人自身であると信じ、かつ、そのように信じたことにつき正当な理由がある場合でも、権限外の行為の表見代理の規定が類推される余地はない。

エ. 代理人が本人の許諾を得て復代理人を選任した場合において、復代理人が代理行為の履行として相手方から目的物を受領したときは、同人はこれを代理人に対してではなく、本人に対して引き渡す義務を負う。

オ. 無権代理行為につき、相手方はこれを取り消すことができるが、この取消しは本人が追認しない間に行わなければならない。

1. ア・イ 2. ア・エ 3. ア・オ 4. イ・ウ 5. ウ・エ

正答: 0

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

代理に関する 5 つのルール——代理人の詐欺、無権代理の催告、なりすまし、復代理人の受領物引渡し、無権代理の取消し——を聞く問題。組合せ形式に戻すと、**ウとエ**の 2 つが「妥当でない」ため、ウ・エを含む選択肢 5 が正答となるが、試験センターは当初の単数選択形式では「複数の正解肢がある」とし

て**全員正解扱い**とした没問である。

肢ア 妥当。代理人が相手方に詐欺を行った場合、本人がその事実を知らなかったとしても、相手方は代理行為を取り消すことができる（【**条文**】民法 101 条 1 項）。代理行為の瑕疵は**代理人を基準**に判断するため、本人の善意・悪意は問題にならない。

肢イ 妥当。無権代理の相手方が本人に対し相当期間を定めて追認するか催告し、本人が確答しないときは**追認拒絶**とみなされる（【**条文**】民法 114 条ただし書）。無権代理は本人にとって不利益な行為であるから、沈黙＝拒絶と扱う。

肢ウ 妥当でない。代理人が本人になりすまし直接本人名義で権限外の行為を行った場合でも、相手方が本人自身と信じたことに正当な理由があるときは、**110 条の表見代理が類推適用される**（【**判例**】最判昭 44.12.19）。「類推される余地はない」とする本肢は誤り。

肢エ 妥当でない。復代理人が代理行為の履行として相手方から受領した物は、**本人だけでなく代理人に対しても**引き渡す義務を負う（【**判例**】最判昭 51.4.9）。復代理人が代理人に引き渡せば本人への引渡義務も消滅する。「本人に対して」だけとする本肢は誤り。

肢オ 妥当。無権代理行為の相手方は、**本人が追認しない間**に限って取消権を行使できる（【**条文**】民法 115 条）。追認されてしまえば有効な代理行為として確定するため、もはや取り消せない。

以上より、妥当でないのはウ・エであり、組合せ選択肢では**5 (ウ・エ)** が正答。ただし元の単数選択形式では「3 (ウ)」と「4 (エ)」の 2 つが正解となるため没問扱いとなった。

引っかけパターン

ひっかけパターン：「なりすまし」と「復代理人の引渡先」の二重トラップ

本問が没問となった原因は、判例知識を 2 つ同時に問うた点にある。

トラップ 1 (肢ウ)：「なりすまし＝代理ではない＝表見代理の出る幕なし」と素直に読ませる誘導。しかし判例は相手方保護のため **110 条の類推適用**を認めている。「直接本人名義」という文言を見て代理法を切り離してはいけない。

トラップ 2 (肢エ)：「復代理人は本人の代理人である」という基本から、「受領物は本人へ」と一方向に誤誘導する。判例は**本人・代理人の双方**への引渡義務を認めており、代理人に引き渡しても本人への義務を免れる。

没問は「判例の射程」「例外的処理」を問う肢に集中する傾向がある。複数の判例論点と同じ問題に並んだら**全肢を慎重に検討**すること。

ルール

- ✓ **ルール**：代理行為の瑕疵は**代理人基準**。代理人の詐欺・錯誤・悪意は、本人の善意・悪意に関係なく効果を発生させる（101 条 1 項）。
- ✓ **ルール**：無権代理の催告に対する無回答＝**追認拒絶とみなす**。本人保護ではなく相手方の地位安定のためのルール（114 条ただし書）。
- ✓ **ルール**：なりすまし（**本人名義の直接行為**）にも **110 条が類推適用される**。相手方が本人自身と信じ、正当な理由があれば保護される（最判昭 44.12.19）。
- ✓ **ルール**：復代理人の受領物は**本人・代理人の双方に引渡義務**。代理人に引き渡せば本人への義務も消滅する（最判昭 51.4.9）。

✓ ルール：無権代理の取消しは追認前に限る。追認されたら有効に確定する（115条）。

お問い合わせ

本正誤表に関するお問い合わせ、修正版書籍のご案内をご希望の方は著者までご連絡ください。

公式過去問の確認先

行政書士試験研究センター: <https://gyosei-shiken.or.jp/doc/exam/>

以上